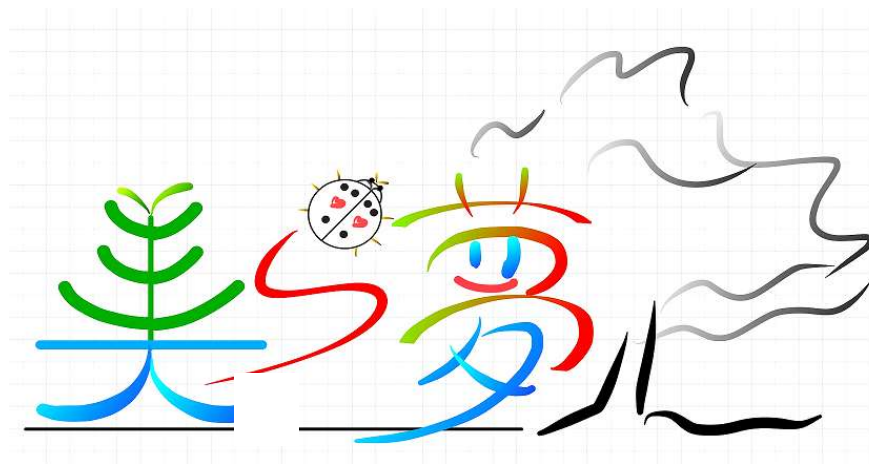


令和３年度
こども園のしおり
(重要事項説明書)



社会福祉法人 夢工房
幼保連携型認定こども園
美ら夢



【目次】

項 目	頁	項 目	頁
1 事業者の名称・代表者	1	10 給食・食育	12
2 施設の名称・代表者、利用定員	1	(1)献立内容	12
3 施設の目的・運営方針	1	(2)使用食材の選択	12
4 施設・設備の概要	2	(3)間食	13
5 職員配置の状況	3	(4)特別食対応	13
6 保育・教育を提供する日、時間	3	(5)ミルク・離乳食	13
7 提供する保育・教育の内容	3	(6)食環境	14
【一日の過ごし方について】	4	(7)食育活動	14
【園外保育について】	4	(8)お弁当ご協力をお願い	15
【年間行事計画について】	5	(9)その他	15
8 利用料金	6	11 こども園と保護者との連携	15
9 園生活のきまりとお願い	7	12 健康管理と緊急時の対応	16
(1)送り迎えについて	7	13 非常災害対策	23
(2)慣れ保育について	8	14 防犯、事故防止のための措置	26
(3)昼寝について	9	15 賠償責任保険の加入状況	26
(4)服装と持ち物について	9	16 虐待防止のための措置	26
(5)変更届について	11	17 個人情報の取り扱い	27
(6)写真について	11	18 苦情相談窓口	28
(7)おたよりについて	11	19 利用の終了に関する事項	29
(8)連絡帳について	11	20 ご相談窓口等	30
(9)歯みがきについて	11	重要事項説明に係る同意書	31
(10)お菓子について	12	【各種様式】	32
(11)要録について	12		
(12)お願い	12		

この「こども園のしおり」は、お子さまが入園・進級するにあたり、内閣府が定める「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」に基づく「重要事項」のご説明と、安全・安心なこども園生活を実現するための基礎的な約束ごとをまとめています。

ご理解の上、ご同意いただきますよう、お願いします。

1 事業者の名称・代表者

事業者の名称	社会福祉法人 夢工房
事業者の所在地	〒659-0095 兵庫県芦屋市東芦屋町6番10号
事業者の電話番号・FAX	TEL 0797-23-9610 / FAX 0797-23-9620
代表者氏名	理事長 滝澤 功治

2 施設の名称・代表者、利用定員

種 別	幼保連携型認定こども園					
名 称	幼保連携型認定こども園 美ら夢					
所 在 地	〒900-0003 沖縄県那覇市安謝1丁目20番1号					
電話番号・FAX	TEL 098-860-9614 / FAX 098-866-9615					
施設長氏名	園 長 崎山泰弘					
開設年月日	令和2年4月1日(保育園として平成28年6月1日開設)					
利用定員(年齢別)	0歳児 (こりす)	1歳児 (りす)	2歳児 (うさぎ)	3歳児 (ぱんだ)	4歳児 (きりん)	5歳児 (らいおん)
	3号認定			2号認定		
	15人	24人	24人	27人	27人	27人
				1号認定		
				0人	3人	3人

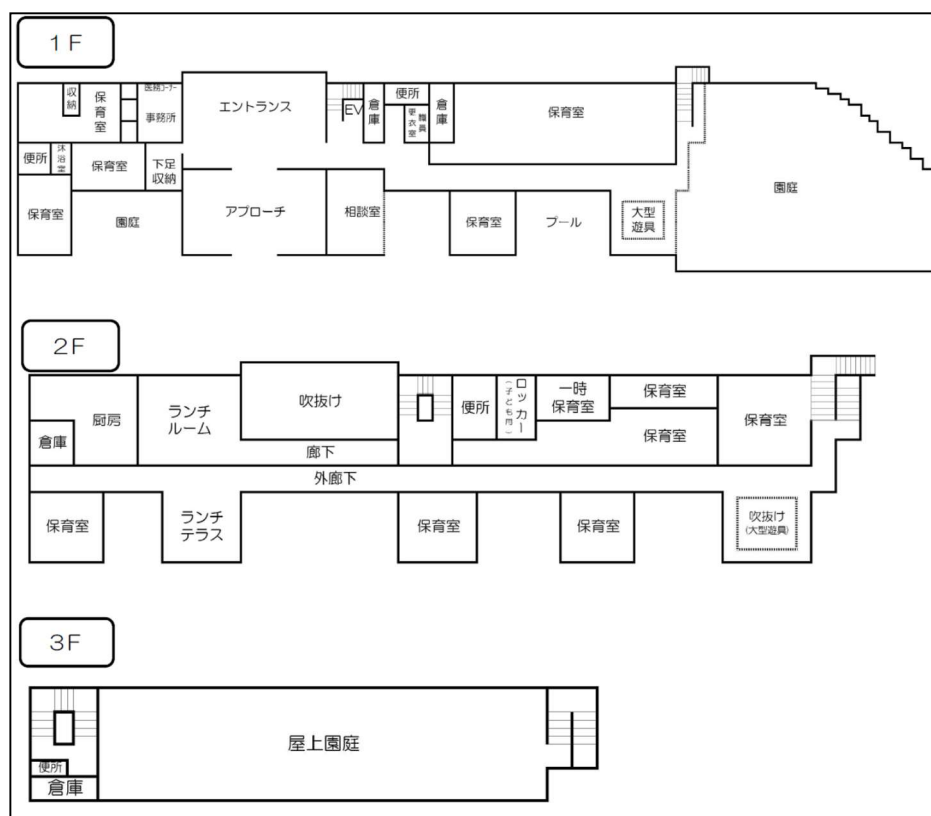
3 施設の目的・運営方針

目 的	当園の運営は健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意と能力を有する職員によって、乳幼児が適切に処遇され乳幼児の福祉を積極的に増進し、望ましい幼児教育の場を確立することにある。
保育理念	子どもの最善の利益を考慮し、利用者主体を根幹に、行政、地域、こども園の緊密な連携を強化し、地域の子育て支援の核となる。
保育方針	「子どもは豊かに伸びていく可能性をその内に秘めている。その子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来をつくりだす力の基礎を培う。」 見るもの、聞くものに好奇心を誘発され、人に認められ、誉められ、喜ばれることにより、自分自身が生きている意味を子どもなりに感じたり、愛情をたくさん注がれた「人間」の生きる力の大きさを大切にできる保育・教育と、人から守られるだけでなく自立していく過程で、困難なことや悲しいことに立ち向かう勇気と気力を育てていくために、成長過程で課題を解決しようとする自立意欲を助長し、それを実践できる機会を大切に考えられる保育・教育を目指す。

4 施設・設備の概要

敷地面積		2307.54 m ²		
園舎	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造3階建		
	延床面積	1821.40 m ²		
主な施設設備	乳児室・ほふく室	3室	143.88 m ²	こりす(0歳児)、りす(1歳児)
	保育室	8室	402.22 m ²	うさぎ(2歳児)、ぱんだ(3歳児) きりん(4歳児)、らいおん(5歳児)
	ランチルーム	1室	56.38 m ²	
	調理室	1室	45.76 m ²	
	幼児トイレ	5室	60.78 m ²	
	事務室	1室	35.28 m ²	
屋外園庭(屋上含む)		567.64 m ²		

【平面図】



5 職員配置の状況

(単位:人)

区 分	職員数
園長	1
主幹保育教諭	2
副主幹保育教諭	2
保育教諭	23
保育補助	2
栄養士	1
調理員	3
事務員	2
その他(用務員等)	0
合計	36

6 保育・教育を提供する日、時間

保 育 時 間			平 日	土 曜 日	日曜日・ 祝休日
1号	標準	通常	08時15分 ～ 14時00分	休園	休園
	時間	預かり	14時00分 ～ 18時00分	08時15分 ～ 18時00分	
2号	標準	通常	07時00分 ～ 18時00分	07時00分 ～ 18時00分	
3号	時間	延長	18時00分 ～ 19時00分	18時00分 ～ 19時00分	
		通常	08時00分 ～ 16時00分	08時00分 ～ 16時00分	
	①	延長	16時00分 ～ 17時00分	16時00分 ～ 17時00分	
		通常	09時00分 ～ 17時00分	09時00分 ～ 17時00分	
	②	延長	17時00分 ～ 18時00分	17時00分 ～ 18時00分	

* 12月29日から1月3日は休園日となります。

* 表中の号数は、子ども・子育て支援法第20条に規定される支給認定の各区分を表しています

7 提供する保育・教育の内容

(1) 特定教育・保育

支給認定を受けた保護者に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量の範囲内において特定教育・保育を提供します。

(2) 延長保育

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、法に規定する延長保育を提供します。

(3) 食事の提供

園内の調理室で調理を行い、昼食及び午後のおやつを提供します。

乳児についてはこれに加え午前中に1回提供します。

(4) 一時保育

(5) その他保育に係る行事等

【一日の過ごし方について】

	0 歳児	1・2 歳児	3 歳児以上	
7:00	開園時間 順次登園	開園時間 順次登園 ・自由遊び ・日常生活の練習	開園時間 順次登園 (1号登園)8:15 ・自由遊び	
9:00	自由遊び 朝のおやつ(離乳後期から)	各クラスへ 排泄など 牛乳	各クラスへ コーナー遊び	
10:00	設定保育(園庭、室内)	設定保育(戸外、室内)	設定保育(戸外、室内)	
11:00				
12:00	昼食 (離乳・幼児食と分けて)	11:30 昼食	(3 歳)	(4 歳/5 歳)
13:00	午睡 ・0 歳児は特に個々の 発達状況に対応する	12:30 午睡	11:30	12:00
14:00			昼食	昼食
15:00	おやつ 自由遊び	おやつ コーナー遊び	13:00	13:30
16:00			午睡	午睡
17:00	順次降園 (各部屋、園庭等で遊ぶ) 各クラスでゆっくり過ごす。 (絵本、紙芝居など) 4ヶ月未満児降園完了	順次降園 (各部屋、園庭等で遊ぶ) 各クラスゆっくり過ごす。 (絵本、紙芝居など)	(1号)預かり開始	
18:00	延長保育開始 延長保育児はおやつ・軽食 コーナー遊び	延長保育開始 延長保育児はおやつ・軽食 コーナー遊び	延長保育開始 延長保育児はおやつ・軽食 コーナー遊び	
19:00	降園完了	降園完了	降園完了	

【園外保育について】

	0 歳児	1・2 歳児	3 歳児以上
実施方法 (場所・引率方 法引率保育士体 制など)	・近隣への散歩 ・バギー等を利用 ・安全を確保できる職員体制 確保し実施 ・設定基準の保育士	・近隣への散歩 ・バギー等を利用 ・安全を確保できる職員体制 確保し実施 ・設定基準の保育士	・公園や近隣への散歩 ・安全を確保できる職員体制 確保し実施 ・設定基準の保育士
防犯対策	・携帯電話の所持 ・出席簿の確認	・携帯電話の所持 ・出席簿の確認	・携帯電話の所持 ・出席簿の確認

【年間行事計画について】

	行事内容	保健関係
4月	★入園式 ◎進級式	・手洗い、うがい、トイレ指導 ・歯磨き指導(4, 5歳児)
5月	◎子どもの日 ★個人面談(幼児)	
6月	◎プール開き(後半) ★個人面談(乳児)	・尿検査 ・内科健診 歯科健診
7月	★夏まつり(親子) ◎七夕会(子どものみ)	
8月		
9月	★運動会(後半) ◎地域交流	
10月	◎ハロウィン	
11月	◎総合防災訓練	
12月	★生活発表会 ◎クリスマス会	・内科健診、歯科健診 ・尿検査
1月	◎新年のつどい ◎ムービー作り ★保育参加・クラス懇談会	
2月	◎節分 ★保育参加・クラス懇談会	
3月	◎ひなまつり ◎修了式 ★卒園式	↓
毎月	・誕生会 ・お弁当会(第3週木曜日) ・避難訓練 ・運動教室(4, 5歳児) (3歳児は1月から) ・創作あそび教室(4, 5歳児) ・サイエンス教室(5歳児、年6回)	・発達測定 ・元気っこ教室 (4, 5歳児:奇数月)

○上記の行事は、あくまでも予定ですので、内容・時期の変更もありますので、ご了承ください。

行事の詳細は、決まり次第、靴箱横掲示板、毎月のお便りでお知らせしますので、ご確認をお願いします。

○★は、保護者参加の行事です。ご参加をお願いします。

○3歳児(ぱんだ組)～5歳児(らいおん組)は4月～8月の間でも、保育の内容によってお弁当をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

8 利用料金

(1) 保育に係る利用者負担額(利用料)

那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の規定により、園児の居住する市町村が定める額の利用者負担額を保護者からお支払いいただきます。

なお、幼児教育・保育の無償化の対象となる場合は、居住する市町での認定が必要となります。

(銀行口座振替による納付となります：振替日は原則26日)

(2) 預かり保育料

1号認定児がやむを得ない理由により、6で定める時間に保育を希望する場合には、預かり保育を実施しています。ご利用の場合は園長の承認が必要です。

(申請書の提出をお願い致します)

なお、幼児教育・保育の無償化の対象となる場合は、居住する市町への申請が必要となります。

預かり保育料	平 日	450円
	土 曜	1,200円

(3) 延長保育料

2号認定、3号認定の保護者で通常の保育時間内に送り迎えができない方のために、延長保育を実施しています。ご利用の場合、園長の承認が必要です。

(申請書の提出をお願い致します)

延長保育料	月極め	月額 3,000円
	1時間	1回 300円
	閉園時間後	5分毎 500円

*開園時間(19:00)を過ぎてのご利用になった場合、5分超過するごとに、一律で500円を徴収させていただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担

① 毎月納めて頂くもの

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	金額(円)	備考
給食費(1号)				○	○	○	5,000	
主食費(2号)	—	—	—	○	○	○	800	
副食費(2号)	—	—	—	○	○	○	5,700	
絵本代	—	—	—	390	440	420		希望者

*2号認定の副食費については、那覇市において免除となる場合があります

② 新入・進級時に購入して頂くもの(*は希望者)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	金額(円)	備 考
カラー帽子	○	○	○	○	○	○	950	
名 札	○	○	○	○	○	○	135	
スポーツ共済加入金	○	○	○	○	○	○	121	年額
半袖体操服 (*)	—	—	○	○	○	○	830	
体操服ショートパンツ (*)	—	—	○	○	○	○	1, 920 2, 350	(100～130) (140～)
クレヨン (*)	—	—	—	○	○	○	600 35	全色 1本
の り (*)	—	—	—	○	○	○	143	
はさみ (*)				○	○	○	365	

*その他、園外保育などの行事に係る費用等については、実費負担をお願いすることがあります。事前に保護者に案内の上、徴収します。

*途中退園での返金はできませんので、ご了承ください。

③ 支払方法

利用料金については、口座振替(振替日は原則26日)とさせていただきたいので、ご協力をお願いします。

口座振替に関する書類のご提出をお願いします。

なお、口座振替できない場合は、現金でのお支払いもお受けいたします。

9 園生活のきまりとお願い

(1) 送り迎えについて

①送迎は各部屋までお願いします。

②登降園時には、必ずIDカードをタッチしてください。タッチをした時刻が送り迎えの時間として記録されます。降園時、タッチされた時刻が遅くなり延長時間にかかってしまうと延長料金をいただきます。

※カードを忘れた場合は、事務所前の専用用紙に必要事項をご記入下さい。

③送り迎えは原則として保護者がしてください。やむをえない場合は、保護者に代わり責任の持てる人を、事前にお知らせください。

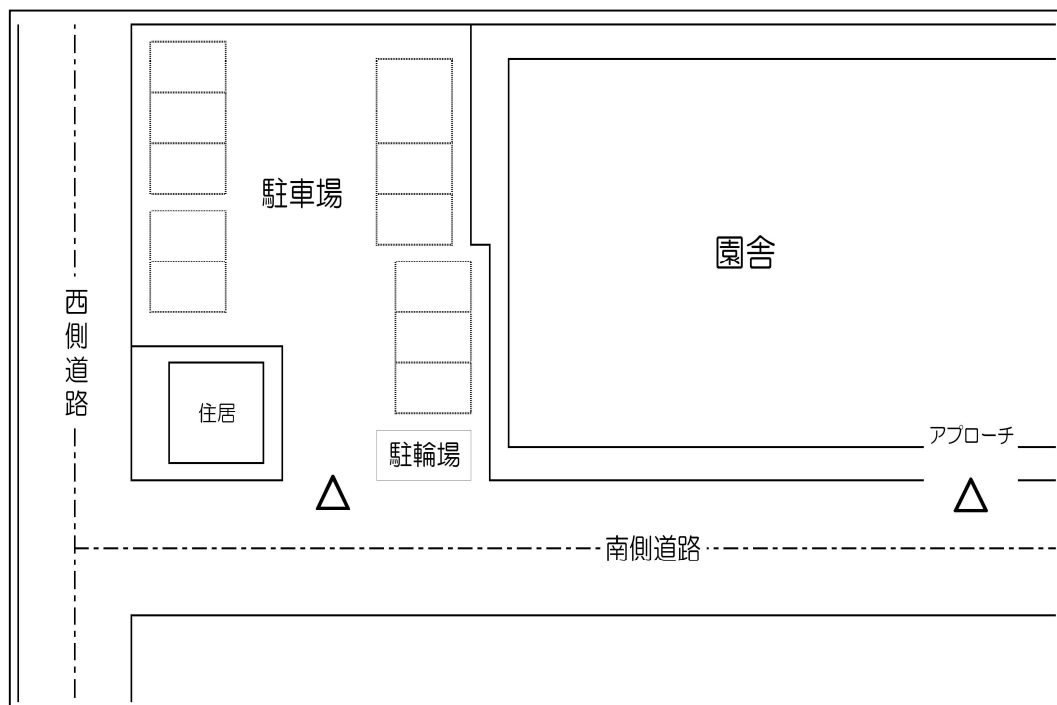
④18歳未満の方がお迎えに来る場合は、承諾書が必要になりますので事前にお知らせください。

⑤登園が遅くなる時や休むときは、午前9時30分までに連絡してください。9時30分以降は、常に事務所に職員がいるとは限りません。インターホンに気付くのが遅くなる可能性もありますので、ご了承ください。

⑥迎えの時には、「Today's memory」(2歳児以上はその日の活動や連絡事項を掲示しています)、明日の予定、掲示物を確認し、必ず職員に声をかけてお帰りください。

⑦駐車場・駐輪場について

- 自動車・自転車での登降園の際は、トラブルが起きてしまってからでは遅いので、必ず所定の位置(図参照)にとめて下さい。
- 送迎時に、路上駐車や一時停車、園の前や側に車を止めると、近所の方に大変迷惑がかかりますので、駐停車禁止にしています。ご協力をお願いします。
- 送り迎えの時間に、玄関や駐車場での保護者同士の立ち話、子ども達が道路や駐車場内で遊ぶことは大変危険です。お迎えに来た方よりスムーズに降園していただきますようお願いいたします。
- 保育園の敷地内は禁煙です。厳守していただきますよう、お願いします。
- 利用する皆様が、気持ちよくスムーズに送迎ができるよう、ご協力をお願いします。
- 駐車場内での事故を防止するために、お子さまの安全確保を第一にお願いします。
- 西側道路側の5台分については、昼間(10時～15時)は隣接する仲地レディースクリニックの来院者が利用しますので、保護者の方は、園舎側に駐車していただきますようお願いいたします。



(2) 慣れ保育について

新しく入園した子どもにとって、長時間の集団保育と環境の変化は心身ともに、大きな負担となります。したがって、入園後3日～5日程、お子さまの様子を見ながら、保護者の皆様と相談し、可能な限り短時間保育を行いたいと思います。ご協力お願いいたします。

(3) 昼寝について

成長の著しい乳幼児にとっては、心身の疲れをいやすために「ひるね」を大切な時間としております。毎日の「ひるね」の実施にあわせて、衣服の着脱なども身につくようにしています。

(4) 服装と持ち物について

①服装

- ・肌着を着る習慣をつけ、活動しやすく、着たり脱いだりしやすいものにしましょう。
(紐やビーズのついた服、スカート、すその長いズボン、フード付きの服は危険ですのでお控えください。)
- ・薄着の習慣を身につけ、肌着は清潔で吸湿性のあるものを選びましょう。
- ・足に合う運動靴、靴下を履いて登園しましょう。
(ぞうりやサンダル、クロックスブーツは禁止です。)

②持ち物

持ち物はクラスごとにお知らせします。持ち物や身につけるものには必ず名前を書いて下さい。おもちゃやお金、食べ物、金属性のキーホルダーは安全確保のため、持ってこないで下さい。

<お昼寝用布団について>

* 図のサイズを参考にしてご用意ください。

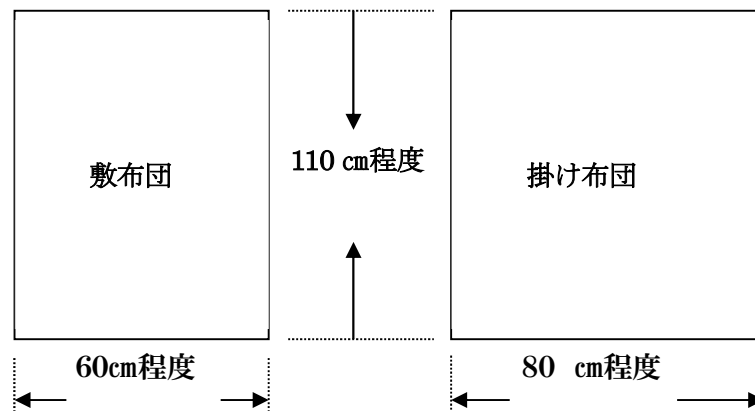
- ・敷き布団は、1年通して使います。
- ・季節気温により、持ってきて頂く物がかわります。
 - ・4月～12月頃 — タオルケットか、バスタオル 1枚
 - ・12月～3月頃 — 毛布か、掛け布団 1枚)

* 布団にはカバーやシーツをつけてください。

* 週末に持ち帰り洗濯をして、週あけに持ってきてください。

* お昼寝用寝具にはすべて名前を記入してください。

(きょうだいやもらった物を使用する場合もすべて名前を書き直してください。)



＜クラス別持ち物＞

うさぎ組（2歳児クラス）以上のお子様は毎日、靴下を履いて運動靴で登園してください。

*持ち物の紛失を防ぐため、全ての持ち物に必ず名前を記入してください。

（こりす組0歳児・りす組1歳児）

【毎日もってくる物】

- ・連絡帳
- ・汚れた物を入れる袋(大きめのレジ袋等ビニール製2枚)
- ・食事、おやつ用エプロン(2枚)
- ・口拭き用タオル3枚 ・フェイスタオル2枚

【園に置いておく物】

- ・哺乳瓶(ミルクを飲む子のみ) ・コップ(1歳児)
- ・着替え3組 ・おむつ(1枚1枚に名前を記入してください) 最低10枚
- ・おしりナップ ・避難靴(足に合うサイズをご用意下さい)

（うさぎ組2歳児）

【毎日もってくる物】

- ・連絡帳 ・汚れた物を入れる袋(大きめのレジ袋等のビニール製2枚)
- ・食事用、おやつ用口拭きタオル(ハンドタオル2枚)・フェイスタオル1枚 ・着替え3組
- ・パンツ(トイレトレーニングを行います)

【園に置いておく物】

- ・避難靴(足に合う自分で履きやすい靴を準備してください。)
- ・おしりナップ ・コップ

（ぱんだ組3歳児・きりん組4歳児・らいおん組5歳児）

【毎日もってくる物】

- ・カバン ・出席ノート ・コップ(巾着袋に入れる) ・歯ブラシ(4・5歳児)
- ・口拭きタオル2枚(3、4歳児) ・汚れた物を入れる袋(大きめのレジ袋等ビニール製)
- ・着替え・下着3組、 ・フェイスタオル(体拭き用1枚)
- ・水筒

【園に置いておく物】

- ・避難靴(足に合うサイズで、自分で履きやすいものを準備してください)
- ・島ぞうり

(5) 変更届について

- 園に連絡後、那覇市こどもみらい課で手続きが必要なもの
 - ・住所・名前・勤務先が変わったとき
 - ・何らかの理由により退園するとき(早めに ― 遅くとも1か月前)
- 園に連絡が必要なもの
 - ・緊急連絡先、保険証などが変わったとき

(6) 写真について

写真撮影にご承諾いただいた方には、写真業者による撮影サービスをしています。保護者の皆様には、子どもの真剣な姿や笑顔を見て楽しんでいただけます。インターネットで閲覧し購入いただけます。その他、携帯・FAXでの注文も可能です。

(7) おたよりについて

園だより・クラスだより・保健だより・給食だよりで様々な内容をお知らせします。必ず目を通してください。

(8) 連絡帳について

- 乳児(0～2歳児)は、子どもの状態を知るために、健康状態・睡眠時間・食事内容排便の様子などを記入していただく連絡帳をお渡しします。乳児期は、個別の対応が多いため園での様子も記入いたします。家庭とのコミュニケーションを図り、話のできない乳児が快適に過ごすことができるように、連絡帳を活用していきたいと思います。
- 幼児(3～5歳児)は、成長とともに自分の体の調子が良いか悪いか(お腹が痛いなど)が分かるようになってきたり、その日の出来事、自分の気持ちを伝えられるようになってきます。その都度、担任などが様子を確認し本人と話をしますので、乳児のように連絡帳はありません。何かあれば、登降園時に連絡を取り合いますので、ご協力お願いします。
また、全体活動の詳細は「Today's memory」という名前で、各クラスの様子を毎日掲示いたします。明日の活動や持ち物などの連絡事項も、一緒に掲示することがありますので、お迎えの際には必ず、掲示板をご覧ください。

(9) 歯みがきについて

園では①うがいができるようになり、②歯ブラシをどのように使うときちんとみがくことができ、③なぜ歯みがきが必要かが理解できるよう説明を行って、歯を大切にするという気持ちを育みます。3歳児クラス(ばんだ組)になると、秋ごろから歯ブラシを使って指導を行い始めます。それまではご家庭での就寝前の歯みがきと大人の仕上げみがきが重要になります。歯みがきが子どもとの大切なコミュニケーションの時間となり、毎日の楽しい生活習慣になるようにしましょう。

(10) お菓子について

園には、アレルギーのお子さんもいますので、子ども達がお菓子を持ってくることは禁止です。子ども達の洋服のポケットの中や、かばんの中などにお菓子が入っていないか、保護者の方も気をつけてください。

(11) 要録について

小学校就学時には、スムーズに学校生活に移行できるように、子ども達が育ってきた過程を振り返り、その姿や状況を簡素にまとめたものを、小学校にお知らせします。

(12) お願い

①アンケートについて

行事ごとにアンケートを取らせて頂きます。率直な意見をお聞かせ下さい。

②その他

職員への個人的な御心遣いは、受け取ることができませんのでご了解ください。

◎こども園での生活やきまりについて、何かあれば、気兼ねなくいつでも、何度でも、お声かけください。また、事務室前に「ご意見箱」もございますので、ご活用ください。

10 給食・食育

食に興味を持ち、食べることが大好きな子どもを目指して日々の食育活動・給食提供を行います。ほっとできるような家庭的な内容を基本に献立内容や食環境を考えます。

(1) 献立内容：手作りにこだわり、添加物の多い調理済み食品を控え、食材の味を活かした調理を行います。

- ・法人内の各保育園等の栄養士が地区ごとに集まり、各園の意見の報告から献立の見直し、検討を行います。
- ・毎月、旬の食材を取り入れた献立や七分つき米を使用する献立、日本の食文化を知ってもらうための郷土料理や行事食などを取り入れています。

(2) 使用食材の選択：安全性の高い食材管理に努めます。

- ・全ての食品において、放射能や農薬などの安全性を確認するため、産地の確認を行っています。生産地は季節によって変わるため、お知りになりたい方はお気軽にお尋ねください。
- ・業者からの納品の際には必ず調理職員が立ち合い、品質や温度のチェックを行っています。
- ・窒息事故防止のため、ミニトマト、白玉団子、巨峰、うずら卵など、一口大球状の食材の使用を控えています。
- ・アレルギーの事故防止のため、ピーナツなどの種実類(ごま以外)、蕎麦は使用していません。

(3)間食： 毎日の楽しみになるように、また食事としての役割も考慮し、成長過程における栄養補給にも工夫した内容の充実を図っています。

- ・午後の間食は、手作りを基本とし、間食を含めての栄養管理を行っております。
毎日牛乳の提供は行っておりませんが、スキムミルクなど他の食材を使用し必要な栄養素を満たせるたせるよう栄養管理しています。
- ・野菜や果物、ゴマや大豆製品なども積極的に使用します。
- ・2歳児までは、午前の補食として牛乳(乳アレルギーの子どもには代替として市販のお菓子)を提供いたします。
- ・噛み応えのある食材を取り入れ、咀嚼力の発達を促せるよう工夫しています。
- ・延長手続きをされている場合、夕食に差し支えない程度のお菓子、軽食を提供いたします。

(4)特別食対応： 集団給食で可能な限り個別対応いたします。

- ・食物アレルギーのある場合、アレルギー食対応をいたします。誤食事故防止のため完全除去となります。
- ・アレルギー食をご希望の場合、医師による指示書を必ずご提出ください。指示書は半年に1回(9月・3月)の提出となります。開始前に栄養士が直接、詳しい内容の相談をさせていただきます。保護者の方が書かれた指示書や未提出(再提出含む)の場合は対応できません。
- ・完全除去食ですが、必要な栄養価を満たせるよう、可能な限り代替食の対応をいたします。
- ・体調の悪い時は症状に合わせて調理の仕方を工夫します。口内炎、下痢などで軟らかい食事、薄味の食事が必要な場合、当日受け入れの保育士または給食室にお申し出ください。
- ・宗教食など特別食対応についても相談をお受けいたします。ご希望の方はお申し出ください。
- ・ご家庭の嗜好による食材除去は致しませんのでご了承ください。

＜お弁当持参対象となる場合＞

- ・調味料(醤油・砂糖・サラダ油)が除去の場合
- ・食材にアレルゲンが含まれていなくても、同工場内の製造でアレルゲンを使用している食品が除去の場合

(5)ミルク・離乳食： ご家庭との連携を大切に一人ひとりの成長に合わせ、対応いたします。

- ・冷凍母乳をご希望の場合、対応いたしますのでお申し出ください。
1回分ずつ搾乳し、専用の搾乳袋に氏名・圧搾日・量を油性のペンで記入し、冷凍し保冷状態でお持ちください。登園時、受け入れの保育教諭に手渡ししてお預けください。また、衛生管理上、圧搾日より3日間で返却させていただきます。
- ・粉ミルクは新生児からのもの(和光堂：はいはい)とフォローアップミルク(和光堂：ぐんぐん)、アレルギー対応(森永乳業：MA-mi)用の3種類を用意しております。食材管理の問題上、基本的に

はこれらの粉ミルクを提供させていただきますが、お子様の体質・体調などにより特定の商品のご指定を希望される場合は、ご相談ください。

- ・離乳食についてはクラス担任と栄養士が、詳しい内容について相談させていただきます。

ご家庭での様子について詳しくお聞かせください。

- ・離乳食食材チェック表をもとに離乳食を提供します。

アレルギーなどの問題に対応するため、ご家庭で食べられてからの提供となりますので、離乳食食材チェック表の食材を必ず試してください。なお、離乳完了期(生後12か月から18か月頃)以降の場合、食材を試せていない場合でも、提供することがありますので、ご了承ください。

離乳後期(生後9か月から11か月頃)の1日3回食を目安に、離乳用おやつを提供を開始し、離乳完了期より乳児用おやつへと移行します。

(6)食環境：子どもの成長に合わせた環境を考えます。

- ・乳児ではグループ配膳を行い、発達に合わせて幼児ではバイキング形式に移行していきます。グループ配膳は、保育教諭と信頼関係を築きながら安心して食事をするを目的としています。バイキング形式配膳では、子どもの自主性を尊重し、自分で考えて行動することができるよう工夫しています。

- ・食器は子どもの手の大きさ、握力などに配慮し、乳幼児用の食器を使用しています。素材は強化磁器または陶器のものとし、食器の重さを感じるにより、大切に扱うことを伝えています。

- ・コップは飲み物を入れると重くなり、持ちづらい子どももいるためプラスチックのものを使用しています。

- ・行事食等のときなど、給食の様子などを掲示していますので、お帰りの際ご覧ください。

(7)食育活動：食べることが大好きになる気持ちを育む事を目指しています。

- ・季節(旬や行事)や保育内容、子どもの発達を考慮し調理職員と保育教諭で取り組みます。

- ・クッキングを行う場合は前もってお知らせいたします。以下のご協力をお願いします。

◎ エプロン、マスク、三角巾はクッキング実施日にお持ち下さい。

◎ 子どもの爪は必ず切り、マニキュア等は落として清潔な状態にしてください。

◎ 下痢や嘔吐の症状があるなど体調がすぐれない場合はお申し出ください。

◎ 食べ物を持ち帰ることは衛生管理上できません。

- ・感染症などの発生状況によっては、急遽中止する場合があります。

- ・活動の様子は写真を撮って展示いたしますので、お迎えの際にご覧ください。

(8)お弁当ご協力をお願い

- ・年度初めや夏場を除いて、お弁当日を設けています。また、園外活動や給食室の整備点検の時などにお弁当を持参していただく場合があります。ご負担をお掛けいたしますが、ご協力の程、よろしくお願い致します。
- ・忘れられた場合はご連絡を入れさせていただきます。連絡が取れない場合は市販のものを購入し、お迎えの際に請求させていただきます。
- ・お弁当につきましても、ミニトマトやうずらの卵、キャンディーチーズ、ミートボール、ぶどうなど一口大の球状の食材は使用を控えていただくか、1/4に刻んでいただきます様、お願いいたします。

(9)その他

- ・台風や地震、自然災害等で給食のメニューを変更する場合がございます。
- ・月に1回、献立表・給食だよりを発行しています。家庭での食事作りの参考になればと思います。
- ・子どもの食事について精一杯お力になりたいと思っています。給食に対してお気づきの点やご意見などございましたら、お気軽にお聞かせください。

11 こども園と保護者との連携

- (1) 保護者の皆様と常に密接な連携を保ち、園児の成長及び園の運営について、個人別の連絡帳、個人懇談、園だよりなどを通じて、保護者の皆様のご理解とご協力を得られるように努めます。
- (2) 保育園やこども園に入園していない子どもやその保護者など地域の子育て家庭への支援及び相互交流を図るため、当園の保育資源を活用した交流、相談、情報提供などに取り組んでいます。

＜地域子育て支援事業:ちゅらまーる＞

こども園等に入園していない子どもと保護者を定員・実施日を決めて受け入れ、保護者の子育てに関する悩み相談や交流活動を行っています。

＜内容＞

○実施日 毎週木曜日 9:30から11:30

○対象 0歳から3歳未満児と保護者

12 健康管理と緊急時の対応

- (1) 常に、園児の健康に留意し、所管行政機関が指定する回数以上の健康診断を実施し、その結果を記録しておきます。
- (2) 職員については、年1回以上の健康診断を実施するとともに、細菌検査が必要な業務を行う職員については、毎月、検査を実施します。
- (3) 感染症や食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び所管行政機関が指定する基準に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。
- (4) 万一、保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡するとともに、嘱託医へ連絡するなど、必要な措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

- (5) 当園では、以下の医療機関と嘱託契約を締結しています。

医療機関の名称 (診療科)	医療法人いちろ会 小児クリニックたまなは(小児科)
医 師 名	玉那覇 康一郎
所 在 地	那覇市天久1-6-19
電 話 番 号	098-867-0017
医療機関の名称 (診療科)	医療法人またよし会 エム・エム歯科クリニック(歯科)
医 院 長 名	又吉 達雄
所 在 地	那覇市牧志1-12-5
電 話 番 号	098-861-0648
医療機関の名称 (診療科)	つる薬局(薬局)
医 院 長 名	新垣 紀子
所 在 地	宜野湾市真栄原 3-7-8
電 話 番 号	098-963-8930

(6) 健康管理について

健康は、元気に生き生きと生きる基本です。生活のリズムが乱れることは、心や身体の未発達な子どもにとって大変負担になります。家庭とこども園を通して、規則正しい生活のリズムを作ってあげましょう。

○園では以下の健診・検査等を行っています。

- *発育測定（月1回） *尿検査(年2回)
- *内科健診(年2回) *歯科健診(年2回)

健康手帳には、上記の結果を記入してお渡しますので、確認後園にお返してください。

（予防接種を受けた時には記入してください）卒園・退園の時にお渡します。

内科健診の際に、学校医の要請により「親子手帳」をお預かりすることがありますので、ご協力をお願いします。

○乳幼児突然死症候群(SIDS) 予防について

「うつ伏せ寝」は「仰向け寝」に比べて、相対的に約3.1倍程度危険とされています。これは、「うつ伏せ寝」では赤ちゃんが深い眠りにつきやすく、無呼吸が起こった際の覚醒反応が低下するためではないかと考えられています。園では、赤ちゃんの顔が見える「仰向け寝」でおひるねをさせています。

0、1歳児クラスは5分毎、2歳児クラスは10分毎に子どもの様子を チェックしています。

○環境衛生について

*嘔吐、下痢などが発生した場合は、使い捨て手袋、マスク、使い捨てペーパータオルを使用し消毒液(0.1%次亜塩素酸ナトリウム)で処理します。園では感染防止のため、便・吐物・血液で汚れた衣類などは、洗わずにお返します。

*毎週末、爪切り、頭しらみのチェックをお願いします。

○予防接種について

病気はかかってから治すより、かからないように予防したいものですが、こども園などの小さな子どもの集団では大流行を起こす危険があります。健康状態を見ながら予防接種を受けましょう。

なお、予防接種を受けた時は、必ず園にお知らせください。また、予防接種を受けた日は抗体熱等が出る可能性もあり、体調を崩しやすいので自宅でゆっくりお過ごしください。

○感染症について

*園には抵抗力の弱い乳児や、喘息を持つ子どももいます。感染症にかかった時は、集団の健康を守るためにお休みをしてください。

*意見書の必要な感染症が治り、初めて登園する日は「意見書」を医師に書いてもらい提出してください。

*「登園届」、「意見書」、「インフルエンザ登園許可願ひ」の用紙は、添付してあるものをコピーし使用して下さい。(紛失の際は事務所にありますので声をかけてください)

*意見書の必要な病気については、『感染症の登園基準』をご覧ください。

*意見書の不要な病気についても、患児の回復促進と感染予防の点から、医師の診断を受けてから登園してください。

*保育園での感染症の情報は掲示板に掲示します。

*38度以上の発熱がある場合は緊急連絡先に連絡させていただきます。ただし、インフルエンザ流行時や嘔吐・下痢等、お子様の状況によっては、38度に限らずご報告させていただきます。

園内での感染予防の点からも、できるだけ早くお迎えに来てくださるようお願い致します。

*病気でお休みの時は、病名や症状を電話でお知らせください。

<登園を控えるのが望ましい場合>

*朝から37.5度以上の発熱とともに元気がなく機嫌が悪かったり、食欲がなく水分が摂れない

*嘔吐・下痢の症状があるとき

*24時間以内に38度以上の熱が出ていたとき、または解熱剤を使用したとき

*予防接種後(副反応が出る場合があるため)

*家族内に感染症の疑いがある方がいるとき

なお、けいれん・発作後の登園に関しては、登園前に必ずご連絡をいただき、登園の相談をしていただきますようお願いいたします。

【予防接種について】予防接種には、「個人を守る」と「社会を守る」の2つの役割があります。予防接種を受けるとその病気に対する免疫(抵抗力)がつくられ、その人の感染症の発症あるいは重症化を予防することができます。

また、多くの人が予防接種を受けることで免疫を獲得していると、集団の中に感染患者が出ても流行を阻止することができる「集団免疫効果」が発揮されます。

さらに、ワクチンを接種することができない人を守ることにもつながりますので、下表を参考に予防接種を受けるようお願いいたします。

Hib(ヒブ)ワクチン	Hib(ヒブ)感染症 (細菌性髄膜炎等)	2か月から5歳誕生日前日まで
小児用肺炎球菌ワクチン	小児の肺炎球菌感染症 (細菌性髄膜炎等)	同上
B型肝炎ワクチン	B型肝炎	1歳になる前
4種混合ワクチン	ジフテリア、百日せき、 破傷風、ポリオ	第1期 生後3月から 第2期 1歳から2種混合
BCG	結核	生後1か月まで
MR(麻しん風しん混合)ワクチン	麻しん、風しん	第1期 1歳代 第2期 小学校入学前年
水痘(みずぼうそう)ワクチン	水痘(みずぼうそう)	1歳～1歳3月までに1回目 3年以上あけて2回目
日本脳炎ワクチン	日本脳炎	第1期 3歳から3回 第2期 9～12歳に1回
ロタウイルスワクチン	感染性胃腸炎(ロタウイルス)	生後8週から15週まで2回または3回
おたふくかぜワクチン	おたふくかぜ(流行性耳下 腺炎)	第1期 1歳から 第2期 5～7歳
インフルエンザワクチン	インフルエンザ	生後6月から12歳までは2回 13歳以上は1回

<感染症の登園基準> ※主治医の診断を受けてから登園してください。※

病 名		感染しやすい期間	登園基準	意見書	登園許可書
1	インフルエンザ	症状がある期間（発症前 24 時間間から発病後 3 日以内が最も感染力が高い）	症状が発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過するまで	—	○
2	百日咳	抗菌薬を服用しない場合咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失する、または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療終了まで	○	—
3	はしか（麻疹）	発症 1 日前から発疹出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過してから	○	—
4	三日はしか（風疹）	発疹出現の前 7 日から後 7 日間くらい	発疹が消失してから	○	—
5	おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	腫れが出た後 5 日間経過し、かつ全身状態が良好になるまで	○	—
6	水ぼうそう（水痘）	発疹出現 1～2 日前からかさぶた形成まで	すべての発疹がかさぶたになってから	○	—
7	带状疱疹	水泡を形成している間	すべての発疹がかさぶたになってから	—	○
8	プール熱（咽頭結膜熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え 2 日経過してから	○	—
9	流行性角結膜炎	充血・目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから	○	—
10	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111）	不明	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し 48 時間をあけて連続 2 回の検便によっていずれも菌陰性が確認されたもの	○	—
11	ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に 1 ヶ月程度ウイルスを排泄しているので注意）	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること	—	○
12	手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること	—	○
13	りんご病（伝染性紅斑）	発疹出現前の 1 週間	全身状態がよいこと	—	○
14	溶連菌感染症	適切な抗菌治療薬を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること	—	○
15	結核	不明	感染のおそれがなくなってから	○	—
16	ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後 1 週間（数週間ウイルスを排泄しているので注意）	主な症状が殆ど消失し、主治医が登園して差し支えないと認めたとき	—	○
17	マイコプラズマ肺炎（うつる肺炎）	適切な抗菌治療薬を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳がおさまっていること	—	○
18	髄膜炎菌性髄膜炎	不明	病状により、医師が感染の恐れがないと認めるまで	○	—
19	急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から 1～2 週間、便から数週間～数か月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで	○	—
20	RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態がいいこと	—	○
21	突発性発疹	感染力は弱いですが、発熱中は感染力がある	解熱し機嫌がよく、全身状態がいいこと	—	○

○園における与薬について

園での与薬につきましては次のように取り扱いを定めています。

与薬は「医療行為」ですので、こども園では原則として行いません。そのため、与薬が必要な場合は登園前または帰宅後に、ご家庭で与薬していただきます。主治医の診察を受ける際は、お子さんが現在〇〇時から〇〇時までこども園に在園していることと、こども園では「原則として与薬を行っていない」ことをお伝えください。

ただし、厚生労働省「保育所保育指針(平成21年4月1日改定)」第5章健康及び安全1子どもの健康支援(3)疾病等への対応の解説で「保育所における子どもの疾病等への対応は、保育中の体調不良のみならず、慢性疾患に罹患している子ども等を含めて、子どもの生命維持と健やかな発育・発達を確保していく上で極めて重要です。看護師等が配置されている場合には、その専門性を活かした対応ができるようにします。」とありますので、慢性の病気で保育時間内に薬の使用なしでは健康な日常生活が過ごせない場合に限り、こども園で薬をお預かり致します。

園で与薬出来るのは次の①～③のすべてに該当する場合に限ります。

- ① 長期にわたり、保育時間内に薬の使用なしでは健康な日常生活が過ごせない場合。
- ② 保護者の依頼書及び主治医からの指示書があること。
- ③ 次のア～ウのいずれかに該当すること。
 - ア) 慢性疾患(心臓病など)の治療薬
 - イ) 熱性けいれん・けいれん性疾患などの予防薬
 - ウ) アトピー性皮膚炎などの軟膏

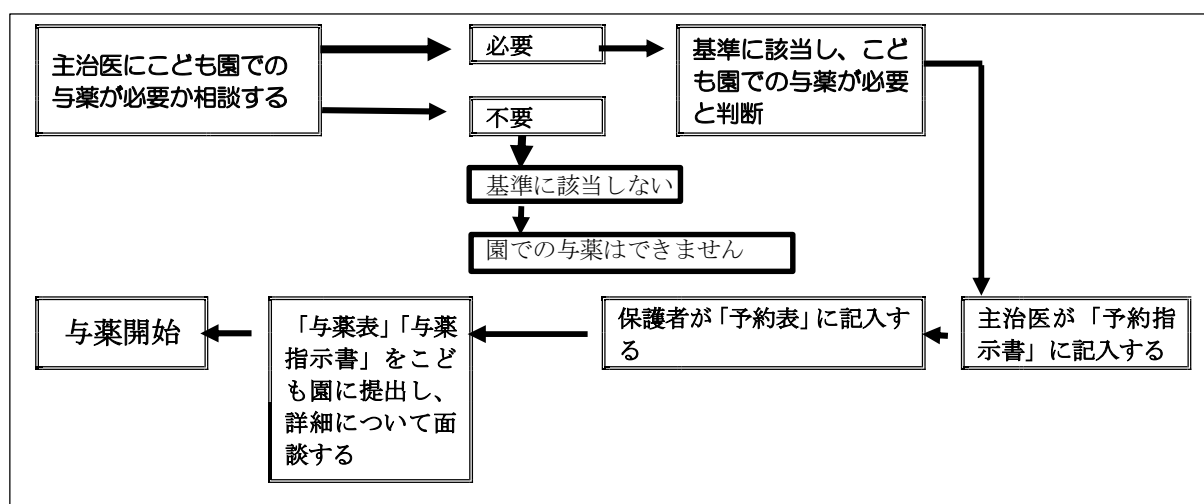
【園で与薬する際の注意事項】

- (1) 保護者からの「与薬表」と主治医からの「与薬指示書」を提出していただきます。
- (2) 主治医の「与薬指示書」は、園での与薬が必要と判断されたものに限り提出していただきます。「与薬指示書」の作成費用は保護者負担となります。「与薬指示書」には「病名」「薬品名」「与薬時間」「指示年月日」「処方した医師名」が記載され捺印してあることが必要で、有効期間は6ヶ月となっています。
- (3) 薬は主治医が処方し調剤したもの、あるいは主治医の処方によって薬局で調剤したもので、保護者がすでに何回か使用したことがあるものに限ります。(市販薬は対応致しません)
- (4) 薬は児童名を記入した当日分のみを持参し、保護者からこども園職員に直接手渡ししていただきます。
- (5) 園での与薬が決定した場合、上記以外にも細かい約束事がありますので、職員の指示に従ってください。なお、疑問などは園にご相談ください。

<対象となる慢性疾患の例>

- 小児慢性疾患・・・10 疾患 500 種類以上
 - ◇悪性新生物（白血病・小児がんなど）
 - ◇気管支喘息
 - ◇食物アレルギー
 - ◇糖尿病
 - ◇血友病等血液疾患
 - ◇慢性腎炎
 - ◇慢性心疾患
 - ◇膠原病（若年性関節リウマチなど）
 - ◇先天性代謝異常（フェニルケトン尿症など）
 - ◇神経・筋疾患（重症筋無力症など）
- 熱性けいれん・けいれん疾患
 - ◇熱性けいれん…発熱時に抗けいれん坐薬が予防に効果的といわれている。
 - ◇けいれん疾患…例えば「てんかん」の場合、発作活動の広がりを日常的に抑える必要があるため、連日の服用が基本となる。
- アレルギー性疾患の例
 - ◇気管支喘息
 - ◇食物アレルギー
 - ◇アレルギー性鼻炎
 - ◇花粉症
 - ◇アレルギー性結膜炎
 - ◇アトピー性皮膚炎
- 慢性の皮膚疾患の例
 - ◇アトピー性皮膚炎
 - ◇伝染性膿痂疹は登園停止ほど重症ではないが、経過が長引いて治りにくい。
 - ◇オムツかぶれ皮膚炎など、経過が長引いて治りにくい。
 - ◇慢性湿疹などで経過が長引いて、治りにくい場合
- 慢性中耳炎・慢性副鼻腔炎などの耳鼻科慢性疾患

<予薬を開始するまでの流れ>



(7)園内でのけがや急病時の対応について

- ① 園内でのけがや事故・急病で、医療機関にて受診が必要と判断した場合は保護者の方に連絡し、了承をいただきます。しかし、緊急を要するときには、園長の判断で受診することがありますことを、ご了承ください。けがをして病院を受診した時には保険証が必要になります。その時は保険証をお持ち頂き医療機関での保険使用の手続きをさせていただきます
- ② 本園では、子ども同士の喧嘩やけが（引っかきや、噛みつき、喧嘩によるけが）が発生したとき、当事者となる園児を「加害者」「被害者」というとらえ方は致しません。子どもは、言葉の理解や、コミュニケーションの能力が未熟な存在で、自分の感情や欲求を相手にうまく伝えることができず、つい手が出たり、噛みついったりすることがあります。もちろん、私たち保育者が気をつけて怪我のないように見守っていきませんが、喧嘩の場合双方に言い分があるため、子どもの心理や心情をよく理解したうえで対応していきたいと考えております。対応に関しては、園にお任せくださいま

すようお願いします。このような方針に基づいて、園では以下のような判断のもとに、保護者の方に喧嘩やもめ事に伴うけがや傷のご報告を致します。

①病院受診まではいかないうけがと、判断できるけがについては、経過と状況の報告をします。

この場合、因果関係となった園児の氏名についてはお伝えいたしませんのでご了承下さい。

②特定の園児に対して、特定の園児が何度も噛みつきや、引っかきを繰り返す場合双方の保護者に状況等の報告を行います。そのときも当事者の園児名は、お伝えいたしません。しかし、子どもの心情を理解するために、今後の対応や連携について当事者の保護者との面談を行います。

③病院受診を要するけがや傷については、保護者に受診承諾の電話連絡を致します。この場合は、病院受診の終了後、因果関係となった園児の双方の保護者に、経過等や、状況の報告を行います。ご心配をおかけしたことのお詫びを申しあげ、当事者の園児の氏名についてもお伝えします。また、双方の保護者に現場で、具体的な説明を行います。

④その他の事故による怪我や傷につきましても上記①②等を参照の上、園長の判断によりご報告致します。

繰り返しになりますが、子どもは言葉の理解やコミュニケーション能力が未熟な存在ですので、決して「加害者」「被害者」の関係ではありません。すべての子どもが、けがを負う側、負わせる側になる可能性があります。ひと昔前までは、「お互い様」と言って親同士が子どもの成長を温かく見守っていました。ひとつ例にあげますと、爪による引っかき傷も気にする保護者の方が多くなってきましたので、こまめにカットしていくことが大切です。園としても、けがや傷の防止対策はしっかり行っていますが、集団生活を学び、いろいろな人間関係を育んでいく場がこども園だということに、温かいご理解をいただきますようお願い申し上げます。

(8) 環境衛生検査について

当園では、「学校環境衛生基準」に基づいて、清潔、換気、飲料水、プール、照明、騒音等について定期検査等を行い、子どもたちや職員の健康を守るための適切な環境の維持に努めることとしています。

13 非常災害対策

非常災害時等に当園が取るべき措置については、所管行政庁等の指導に基づき、保育の中止や緊急避難を行いますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

天災は忘れた頃にやってくると言われていますが、今までの災害の教訓を生かし日頃の対策を十分に確認することで、子ども達の命を守り、保護者の皆様方と共に被害が回避できるよう協力していきたいと思っています。

現在、園の地震・災害緊急対策は次の様になっております。

(1) 警戒宣言発令時

警報発令時：家庭保育が可能な方は自宅待機をお願いいたします。

保育が必要な方は、前もって園まで連絡をお願いいたします。

状況によっては、お迎えをお願いする場合があります。

(2) 大規模地震発生時

警戒宣言及び大規模地震が発生すると、園と電話連絡がとれないことが予想されます。

おさまり次第すみやかに「お迎え」をお願いします。

(3) 災害発生時(火災・風水害など)

できるだけ早く「お迎え」をお願いします。

(4) 避難場所

○災害直後や津波等の場合→こども園

建物の倒壊が無い限り園内にいることが一番安全です。

出火等で、二次災害が発生し危険になった場合には、公的機関や広域避難場所に避難します。避難場所については、掲示やメール等でお知らせしますので、まずは、園に来てご確認ください。

○ 避難場所 ①新都心公園北口(ジミー横の公園) ②安岡中学校

(5) 備蓄の内容

水 黒糖 粉ミルク お菓子 紙おむつ 医薬品

備蓄の量については一時的なものです。

(6) 保護者への引渡しについて

お子様は保護者の方が迎えに来られるまで園でお預かりします。保護者の方が迎えに来られない場合を考えて、代理の方の氏名等を緊急時受け渡し代理人届けに記入し、事前に提出していただきます。当日は受け渡し表に署名していただいてからお子様をお渡します。

災害時の訓練を、行う予定ですので、その時はご協力をお願いします。

《台風、緊急災害時における保育について》

- ①何かあった場合はメールを一齐に送信します。必ず登録をしてメールの確認を各自で行ってください。
- ②沖縄本島に暴風雨警報が発令された時について
 - ・路線バスが運行している場合は、通常どおり開園します。
 - ・登園後、路線バスが運休する時刻をバス会社が発表した場合は、速やかにお迎えをお願いします。
 - （安全配慮のために、バスが止まる1時間前まで）
 - ・路線バスが運休している場合は、休園となります。
 - ・暴風雨警報が解除され、路線バスが運行された場合は、運行開始1～2時間後に開園予定です。
 - （園舎内外の安全点検を行い、環境を整える時間が必要となります。）
 - * 詳しい時刻等はメールでお知らせします。
 - ・午後3時以降に路線バスが運行された場合でも、こども園は休園となります。
- ③暴風雨警報発令時の給食対応について
 - ・AM8時～AM11時にバスの運行が決まった場合はお弁当をご持参ください。
 - ・AM11時以降にバスの運行が決まった場合は、昼食を食べてから登園してください。
- ④暴風雨警報が発令中または解除になった時、あるいは警報が発令されていなくとも、園長が子ども達の登園や職員の通勤が危険だと判断した場合は路線バスの運行に関わらず、休園となる場合もあります。
- ⑤何か不明な点がありましたら園までご連絡ください。

＜ 緊急受け渡し代理人届け(自宅保管用) ＞

1 保護者以外ですぐ連絡ができ、受け渡しができる人

①氏名	続柄	住所	電話()	—
②氏名	続柄	住所	電話()	—

2 災害地域外(遠隔地)の人

①氏名	続柄	住所	電話()	—
-----	----	----	-------	---

* 上の表に記入し自宅に保管してください。

* お子様のことを第一で考えた行動をお願いいたします。

<ケータイ連絡網サービスについて>

1 配信情報の内容

○突発的な事象が発生したとき（台風や自然災害等で休園するような場合、運動会などの園行事の日程が天候の兼ね合いで変更になった場合、園児に危険の及ぶおそれがある場合など）

○その他、園が配信の必要があると認めたとき

2 メール受信登録

○、メール受信登録は無料ですが、携帯電話等で受信される場合、通信にかかるパケット代金は受信される方の負担になります。

○この携帯連絡網サービスは、こども園側から情報提供する送信専用のメールアドレスとなっています。お問い合わせがある場合は、直接電話等でこども園にお願いします。

3 個人情報の管理

○このメール配信サービスに必要な情報はメールアドレスだけです。

メールアドレスはこのサービスのためだけに使用するので、他の広告などは一切届きません。

○このメール配信サービスは、全国で約900のこども園・幼稚園・小学校、PTA等で導入実績がある会社のメール配信システムです。（過去のトラブルやネット上での個人情報漏れ等は一切起こっていない業者の配信システムですので、どうぞご安心ください。）

メール受信登録のしかた

手順 1 ドメイン<s.ktaiwork.jp>の受信許可設定

（迷惑メールフィルターを有効にされている方のみ）

迷惑メールフィルターの受信拒否設定を、ドメイン<s.ktaiwork.jp>で「受信許可設定」してください。（下記、受信制限に関するご注意を参照ください）

手順 2 登録の空メール送信

下のメールアドレスに空メールを送信してください。表題並びに本文は不要です。携帯電話の機種により、空メールを送ることができない場合は、本文または件名に適当な半角英数の一文字を打ち込んで送ってください。

メールアドレス：p.churayume-ns@s.ktaiwork.jp

手順 3 「ようこそ」メールの受信

折り返し「(〇〇〇 ML) へようこそ！」という件名のメールが届きます。これは、登録が完了した旨の通知です。登録解除の方法などが記載されていますので大切に保管してください。

※メール送信ができない場合、エラーメールを受信した場合は、アドレスが間違っている可能性があります。もう一度確認して再度空メールを送信して下さい。

※「(〇〇〇 ML) へようこそ！」メールが届かない場合は、迷惑メールフィルターなどで受信拒否されている可能性があります。確認の上、再度手順1からやり直してください。

※登録の完了ができましたら、お手数ですがその旨を別紙にて園へ提出ください。

※退園時の手続きは「bye」の三文字を上記アドレスに送信して頂ければ、配信メールは受信しなくなります。

※園からの「緊急メール」を受信した場合、末尾に「確認のためのリンク」がありますので、アクセスをお願いします。

※アドレスを変更した場合は、退会手続き後、再度登録をお願いします。

また、転園・卒園をされた場合は、退会手続きをお願いします。

受信登録の際、最も多い問い合わせ

Q 空メールを送ったのに返事がないのはなぜか？ どうすれば登録できる？

A まず、次のことについてご確認ください。

空メールの宛先の間違い

返信済みボックス内にあるメールと本書に記載しているアドレスを見比べ、十分に確認してください。

迷惑メール防止受信制限

携帯電話等の初期設定時に「迷惑メールフィルター」等で、受信制限が有効になっており、パソコンからのメールを受け取ることができないことがあります。

これを「<s.ktaiwork.jp>というドメインからのメールは受信する」というように設定を変更する必要があります。操作方法については携帯電話等の操作マニュアルをご覧ください。

14 防犯、事故防止のための措置

- (1) 防犯訓練を実施し、不審者が園に来た際の対応を園児に教えています。
- (2) 事故が起こったときは「事故報告書」、事故が起こりそうだった時は「ヒヤリハット報告書」を作成し、職員で情報を共有することで、事故の予防、再発防止に努めています。

<安全対策の取り組み>

- ①子ども達が安心してすごせるように、日々安全点検を実施しています。
- ②毎月避難訓練を実施しています。
- ③不審者侵入の防犯対策として、警備会社と連携をとっています。
(通報ボタンを押すと警備員が出動し警察に連絡します)
- ④IDカードで出席者名と人数の把握ができるようになっています。
(IDカードは登園時と降園時には、必ずタッチしてください。)
- ⑤外部からの訪問者には受付をしてから、園内に受け入れるようにしています。
- ⑥散歩は、散歩マップを作り、危険箇所に気をつけています。
- ⑦園庭開放をする場合は、受付をし、参加者の把握をしています。
また、初めての利用者には、子どもから目を離さないように注意事項を説明しています。

15 賠償責任保険の加入状況

在園児の不慮の事故に備えて、以下の保険に加入しています。

	保健の種類	内 容
東京海上日動火災保険株式会社	普通傷害	死亡/後遺症傷害 ￥2,300,000
東京海上日動火災保険株式会社	賠償責任	施設賠償(対人・生産物) ￥100,000,000/1名 ￥1,000,000,000/1 事故 施設賠償(対物) ￥1,000,000/1 事故

上記とは別に、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。
こども園の管理下において児童が災害にあった場合、その治療費や見舞金の給付を保護者様に対して行う公的給付制度になります。

16 虐待防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じています。

また、虐待は、子どもの心と身体に大きな傷を残します。周りにいる大人に気づいてもらえない場合、さらに傷は深まります。虐待をしてしまう保護者も自分で止められない怖さや誰かに気づいてほしい思いを抱えているかもしれません。

児童福祉法などの法令に基づき、子どもにかかわる立場にあるものとして、虐待防止と早期発見に努めます。

17 個人情報の取り扱い

当園では、園児又は第三者の生命、身体に危険がある場合等や警察機関等の命令がある場合を除き、小学校などの教育機関等に対して、園児に関する情報を提供する際には、あらかじめ、保護者様の同意を得て行います。

＜プライバシーへの配慮事項＞

- ① 園児名簿・緊急時受け渡し表・健康診断・児童票は事務所で管理致します。
- ② インターネットのホームページ等は、個人の名前がでないようにし、写真や動画が出る場合については承諾書を頂きます。
- ③ 親族以外の人から特定の児童に対しての問い合わせにはお応え致しません。
- ④ 園児の迎えの人が保護者・通常の保護者代理人以外の時には園児をお渡ししません。 渡す時には、保護者に電話でお迎えに来る人の名前を聞き、来られた方の身元保証書(運転免許証など)を提示していただきます。
- ⑤ 感染症にかかった児童の名前は公表致しませんが、園内で感染症が出た場合は、感染症の病名と人数を掲示板にてお知らせします。
- ⑥ 保護者の皆様が、SNS等にお子さまをのせる場合は、プライバシー保護のため、他の園児やこども園が特定できるような載せ方はお控えいただきますようお願いいたします。

＜個人情報の取り扱いについて＞

項 目	内 容	園の取り組み
園だより	園児名をださない	園児名は出さない。
写真・動画の取り扱い	保護者に承諾書をもらう ・ 園内活動の写真・ビデオ ・ 行事の写真・ビデオ	同意書がもらえなかった場合には、写真・動画は掲載しない。
個人情報の守秘	子どもや保護者に関する個人情報 はすべて守秘義務情報である。	保護者のいる前で、園児の個人情報に関する話をしない。
児童票	家庭状況調査表・生育歴・成長記録である児童表の記録は園内のみで行う	適正管理(保護者の目の触れない所)園から持ち出さない。
緊急連絡簿	園児住所・生年月日・電話番号 保護者連絡先	適正管理(保護者の目の触れない所)園から持ち出さない。
日誌・出席簿 連絡帳 発育測定表 当番ノート 健康管理簿	保育内容・園児の状況・出欠状況などの個人記録、伝達事項記録、健康チェック記録	適正管理(保護者の目の触れない所)事務所で保管し、保護者から要請があったら提示する。

情報管理	パソコン・パスワード管理	適正管理(保護者の目の触れない所)
職員関係 職員連絡網	職員用デスクにプライバシーに触れるものは置かない。 業務連絡用に利用	整理整頓を心がけ、適正管理する。 各自適正管理
その他	延長保育関係書類	保護者に直接手渡しする。
	紙の再利用 こども園内部の事項や園児の名前や個人が特定できるものは、裏紙として再利用しない。	シュレッダーにかけるか、 判断できないように細かく切る。

※上記の児童及び保護者の個人情報、以下の目的の為に必要最小限の範囲において使用場合があります。

- ①兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整をする場合。
- ②進学・転園に際し、進学先・転園先との間で必要な連絡調整をする場合。
- ③緊急時において、病院その他機関に対し必要な情報提供を行う場合。
- ④管轄行政より情報提供を求められた場合。
- ⑤その他教育・保育等の提供に必要な範囲で、施設内で職員・保護者に必要な情報を提供する場合。

18 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏 名 主幹 吉田千恵 主幹 中山貴代	
相談・苦情解決責任者	氏 名 園長 崎山泰弘	
第三者委員	氏 名 芝野 稔	役職・肩書等 公認会計士
	連絡先	daisansya.shibano@gmail.com
	氏 名 下川 仁夫	役職・肩書等 社福)甲山福祉センター 専務理事
	連絡先	daisansya.shimokawa@gmail.com

<苦情解決体制については、園の掲示版でお知らせしています>

施設利用者（及び保護者）の皆様へ

社会福祉法人 夢工房
幼保連携型認定こども園 美ら夢
園長 崎山 泰弘

苦 情 解 決 体 制 に つ い て

社会福祉法:第 82 条及び社会福祉施設最低基準:第 14 条の 2 の規定に基づき、施設では利用者からの苦情等に適切に対応する体制を整えて実施することが明記されております。

当施設における苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員を下記の通り設置し、苦情解決に努めます。

*「苦情」のみならず、「ご意見・ご相談（育児相談等含）」など何でも受け付けます。

記

- 1 苦情受付担当者 主幹 吉田千恵 中山貴代
- 2 苦情解決責任者 園長 崎山泰弘
- 3 第三者委員 芝野 稔 (公認会計士) 連絡先: daisansya.shibano@gmail.com
下川 仁夫 ((社福)甲山福祉センター専務理事) 連絡先: daisansya.shimokawa@gmail.com
- 4 苦情解決の方法
 - (1) 苦情の受付
苦情は面接・電話・書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。
(尚、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます)
 - (2) 苦情受付の報告、確認
苦情受付担当者(主任)が受付けた苦情を 苦情解決責任者(園長)に報告します。
第三者委員は園長から報告を受けた内容を確認し、苦情申出人へ園長から報告を受けた旨を通知します。
(苦情申出人が第三者への報告を拒否した場合は、第三者へは報告致しません)
 - (3) 苦情解決のための話し合い
苦情解決責任者(園長)は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。
(その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます)

苦情解決の受け付けは原則として、苦情申し出人からの園への直接受付となりますが、園に据え置き意見箱をご利用頂き、保護者の皆様のお声をお聞かせ頂いても差し支えございません。その他の苦情解決には以下の相談機関があります。

◎那覇市こどもみらい課支援グループ 098-861-8903

19 利用の終了に関する事項

園児が、次に該当する場合は、保育等の提供を終了するものとします。

- ① 園児が、小学校へ就学したとき
- ② 園児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき
- ③ その他、当園の利用を継続することが困難な事由があるとき

20 ご相談窓口等について

(1) 困った時…(那覇市 HP 抜粋)

① 子ども虐待相談

児童虐待に関する通告・相談を受ける専用電話です。

虐待かどうかの判断は難しいですが、親や身近な大人たちも「もしかして…」と不安になったら悩まず相談してください。(相談した方の秘密は守られます。)

【昼間】

子ども虐待相談電話 電話：862-0593

(月曜日から金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時)

【夜間・休日】

子ども虐待ホットライン 電話：886-2900 (沖縄県中央児童相談所)

② 家庭児童相談室

0 歳から 18 歳までのお子さんについて、日ごろ悩んでいる子育ての問題、その他、お子さんのことについて家庭相談員が応じます。

【お問い合わせ】

受付時間 月曜日から金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時

子育て応援課 子育て支援室 電話：861-5026

(2) 生活にお困りのとき

【生活や家族に関すること、経済的な問題について】

ふれあい福祉相談室 (那覇市社会福祉協議会)

電話：857-7780 (月曜日から金曜日 午前10時～午後4時)

重要事項説明に係る同意書

内閣府令第39号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」
第5条に基づき、入園・進級に際しての重要事項を令和3年度こども園のしおり(重要事項説明書)に基づき、説明を行いました。

説 明 日 令和 3 年 月 日

施 設 名 沖縄県那覇市安謝1丁目20番1号

社会福祉法人夢工房 幼保連携型認定こども園 美ら夢

説明の場所 幼保連携型認定こども園 美ら夢

説 明 者 園長 崎山泰弘 印

私は、令和3年度こども園のしおり(重要事項説明書)に基づいて幼保連携型認定こども園
美ら夢の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

住 所 _____

園児氏名 _____

(兄弟姉妹は園児名を連名で記入してください)

保護者氏名 _____ 印 (署名でも可)

【各種様式】 **用紙が不足する場合はコピーしてご提出ください**

(1) 入園・進級時にご提出いただく書類

- ① 重要事項説明に係る同意書 <しおり31頁>
- ② 児童票(市役所の様式を提出お願いします)
- ③ 緊急確認書(変更があった都度再提出をお願いします) <様式1>
- ④ 携帯連絡サービスの登録 <様式2>
- ⑤ 写真、ビデオ掲載に関するご承諾 <様式3>
- ⑥ 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について
<様式4>
- ⑦ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 <銀行の様式を配布します>
- ⑧ 保護者アンケート <別紙配布します>

(2) 病気になった時にご提出いただく書類

- ① 登園届 <様式5>
- ② 意見書 <様式6>
- ③ インフルエンザ登園許可願い <様式7>
- ④ 与薬指示書 <様式8>
- ⑤ 与薬表 <様式9>

(3) 該当する方のみの書類 <別紙配布します>

- ① 離乳食について(4枚) (離乳食を食べている0, 1歳児のみ)
- ② 食物アレルギーの対応について(7枚) (アレルギーのあるお子様のみ)

<様式1>

緊急確認書

* 緊急時の連絡用、園児の受け渡しを確認する為に使用致します。

ふりがな			生 年 月 日	
名 前			平成・令和 年 月 日 歳 ヶ月	
ふ り が な			携 帯 番 号	
保護者氏名（父）				
勤務先名				
勤務先住所				
勤務先電話		勤務先代表者		
勤 務 時 間	☐ 月～金 時 分～ 時 分 ☐ 休日・平日 曜日 ☐ 土・休み・ 時 分～ 時 分 ☐ 土曜日・その他			
ふ り が な			携 帯 番 号	
保護者氏名（母）				
勤務先名				
勤務先住所				
勤務先電話		勤務先代表者		
勤 務 時 間	☐ 月～金 時 分～ 時 分 ☐ 休日・平日 曜日 ☐ 土・休み・ 時 分～ 時 分 ☐ 土曜日・その他			
緊急連絡先の順番 例①母勤務先②父携帯 ③祖母携帯等	①（ ）②（ ）③（ ）			
緊急連絡先 ①	ふ り が な 氏名（ ）続柄（ ）電話（ ）			
緊急連絡先 ②	ふ り が な 氏名（ ）続柄（ ）電話（ ）			
緊急連絡先 ③	ふ り が な 氏名（ ）続柄（ ）電話（ ）			
緊急災害時等 園までの所要時間	時間 分			
災害地域（遠隔外）の人	ふ り が な 氏名（ ）続柄（ ）電話（ ）			

<様式2>

「携帯連絡網サービス」の登録について

緊急時等に園から、保護者の皆様に携帯やパソコンにメールを一斉に送信して、情報をお伝えしています。つきましては、しおりの〈ケータイ連絡網サービスについて〉をお読み頂き、登録手続きをして頂きますようお願い致します。

手続きが終了しましたら、下記にご記入いただき提出して下さい。

*担任に提出してください。

*変更があればその都度、お知らせください。

..... 切り取り線

クラス名 _____

名前 _____

保護者名 _____

登録名 _____ アドレス _____ @ _____

<様式3>

写真、ビデオ掲載に関するご承諾について

当園では運動会、発表会等の行事、クラスの保育活動の写真やビデオを撮影し、ホームページ、パンフレット、園だより等に、掲載する事があります。その際、お子様の写真やビデオが掲載されることに、ご了承いただけるかどうか、下記により、お知らせいただきますよう、お願いします。

なお、ご了承頂けないかたについては、専門業者による販売サービスの提供等もありませんのでご理解をお願いします。

＊担任へお渡し下さい。

.....切り取り線

☐ ・ホームページ等に子どもの写真、ビデオが載
ることを了承します。

☐ ・ホームページ等に子どもの写真、ビデオが載
ることを了承しかねます。

クラス _____

園児名 _____

保護者名 _____ (印)

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

<様式4>

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

社会福祉法人 夢工房

幼保連携型認定こども園 美ら夢

御入園、御進級おめでとうございます。

社会福祉法人夢工房では当法人保育施設に在園する園児の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。

センターの災害共済給付は、保育施設の管理下において園児が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、園児の名簿を提出することになっています。当法人では全園児に加入して頂くこととしておりますので、ご了承ください。

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（以下「センター法」といいます。）又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。改正があった場合は、改正後の規定によりますが、現在、その主な内容は下記のとおりです。

尚、下記の内容で「学校」、「授業」等の文言が使用されておりますが、本給付制度は保育施設から、高等学校までを対象とした制度であること、同一災害の傷病又は疾病の初診から最長 10 年間に渡って医療費の支給が受けられることから使用されております。「保育施設」、「保育」等に置き換えて頂きますようお願い申し上げます。

記

1 給付の種類と給付される場合

学校の管理下の事由による負傷、給食による中毒その他の疾病（ガス中毒、溺水、熱中症、漆等による皮膚炎など法令で定めのあるもの）の**医療費**、これらの負傷又は疾病が治った後に障害が残ったときの**障害見舞金**及び負傷又は疾病に直接起因する死亡に対する**死亡見舞金**が給付されます。

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 授業中（こども園における保育中を含む。）
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導中
- ③ 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
- ④ 通常の経路及び方法による通学（園）中
- ⑤ 寄宿舍にあるとき

2 給付金額 [災害共済給付の給付基準は、センター法施行令第 3 条によります。]

① 医療費

医療保険並の療養に要する費用の 4/10（そのうち 1/10 の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）が支給されます。

初診から治癒までの医療費総額（医療保険でいう 10 割分）が 5,000 円以上の場合が給付の対象となります。（医療保険でいう被扶養者（家族）で、例えば病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の 3 割分となります。）

ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められています。）に「療養に要する費用月額」の 1/10 を加算した額が給付されます。

② 障害見舞金 障害の程度に応じて、4,000 万円（第 1 級）から 88 万円（第 14 級）が給付されます。（通学中の場合は、1,885 万円から 41 万円）

③ 死亡見舞金 2,800 万円が給付されます。

（運動などの行為と関連しない突然死及び通学中の場合は、1,400 万円）

（※ 見舞金は、平成 17 年度以降に給付事由が生じた場合の額です。）

3 給付基準

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 損害賠償を受けたときや他の法令の規定による補償や給付（例えば、地方公共団体の条例等による乳幼児医療費助成制度・ひとり親家庭医療費助成制度）等を受けたときは、その受けた価額の限度において、給付を行いません。
- ④ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行われません。
- ⑤ 高等学校の生徒及び高等専門学校の学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。
- ⑥ 高等学校の生徒及び高等専門学校の学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

4 共済掛金（年額）

保護者等負担額 121 円 生活保護世帯負担額 20 円

※負担金額は年額です。また、状況によって負担金額が変わる場合がございます。

<様式5>

※ こども園 は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。

※ 園児 がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断にしたがい、登園届の提出をお願いいたします。なお、こども園での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

※登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。

登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。

<保護者記入用>

登 園 届 (保護者記入)	
幼保連携型認定こども園 美ら夢 園長 _____	児 童 氏 名 _____ 生 年 月 日 _____
病 名 _____ と 医療機関名 _____ において診断され、 登園のめやすを参考に、症状が回復すれば、登園可能と診断されています。 年 月 日 症状が回復し、 集団生活に支障がない状態となりましたので登園いたします。	
保護者氏名 _____ 印 (またはサイン) _____	

○医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

病 名	感 染 し や す い 期 間	登 園 の め や す
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (リンゴ病)	発しん出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後 1 週間 (量は減少していくが数週間ウイルスを排泄している ので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間 (便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので 注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

出典：厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より

那覇市こどもみらい部 こどもみらい課 Tel861-6903

(H23.09)改定

<様式6>

※「こども園」は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。

感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。

※感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での「こども園」生活が可能な状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

<医師用>

意 見 書	
幼保連携型認定こども園 美ら夢 園長 殿 _____	児童氏名 _____ 生年月日 _____
病 名 _____ 年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので 登園可能と判断します。	
年 月 日	
医療機関 _____	
医 師 名 _____ 印（またはサイン）	

○医師が記入した意見書が必要な感染症

感 染 症 名	感 染 し や す い 期 間	登 園 の め や す
麻 し ん（はしか）	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過してから
風 し ん（三日はしか）	発しん出現の前 7 日から後 7 日間くらい	発しんが消失してから
水 痘（水ぼうそう）	発しん出現 1～2 日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結 核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百 日 咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで。	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から 1～2 週間、便から数週間～数ヶ月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで

出典：厚生労働省 2012 年改訂版「保育所における感染症対策ガイドライン」より

那覇市こどもみらい部 こどもみらい課 Tel861-6903

（H25.01）改定

<様式7>

※ こども園 は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぎ、子どもたちが一日快適に生活できるよう環境を整えることが大切です。

※かかりつけの医師の診断に基づき、「インフルエンザ登園許可願」の記載をお願いします。なお、こども園 での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

※登園の際には、下記の「インフルエンザ登園許可願」の提出をお願いいたします。

(登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。)

<保護者記入用>

インフルエンザ登園許可願（保護者記入）			
幼保連携型認定こども園 殿 美ら夢 園長			
児童氏名 _____			生年月日 _____
年 月 日	医療機関名 _____ において 病 名 <u>インフルエンザ</u> と診断されました。		
年 月 日現在、下記のとおり、 「発症後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日間」を経過しましたので、 登園の許可をお願いいたします。			
保護者氏名 _____			印

体温測定月日	朝の体温	夕の体温	解熱薬使用の有無
月 日	時 分： 度	時 分： 度	無 ・ 有
月 日	時 分： 度	時 分： 度	無 ・ 有
月 日	時 分： 度	時 分： 度	無 ・ 有
月 日	時 分： 度	時 分： 度	無 ・ 有
月 日	時 分： 度	時 分： 度	無 ・ 有
月 日	時 分： 度	時 分： 度	無 ・ 有
月 日	時 分： 度	時 分： 度	無 ・ 有

※症状が出てきた日から体温を測定し、記載して下さい（1日につき1行ずつ記載）。

※発熱期間が長く、記録様式が足りない場合は、裏面、あるいは別の記録用紙を添付するなどして下さい。

※解熱後3日間とは、解熱薬を使用しないで発熱しなくなり3日を経過したことをいいます。

※登園初日受け入れ時に検温を実施しますので、ご了承ください。

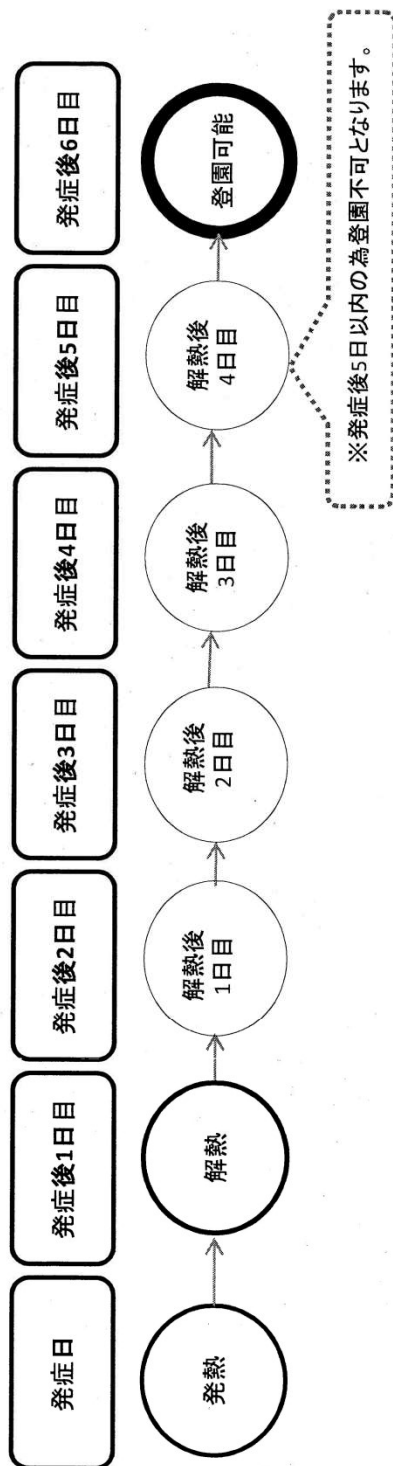
那覇市こどもみらい部 こどもみらい課 TEL861-6903

(H24.01) 改定

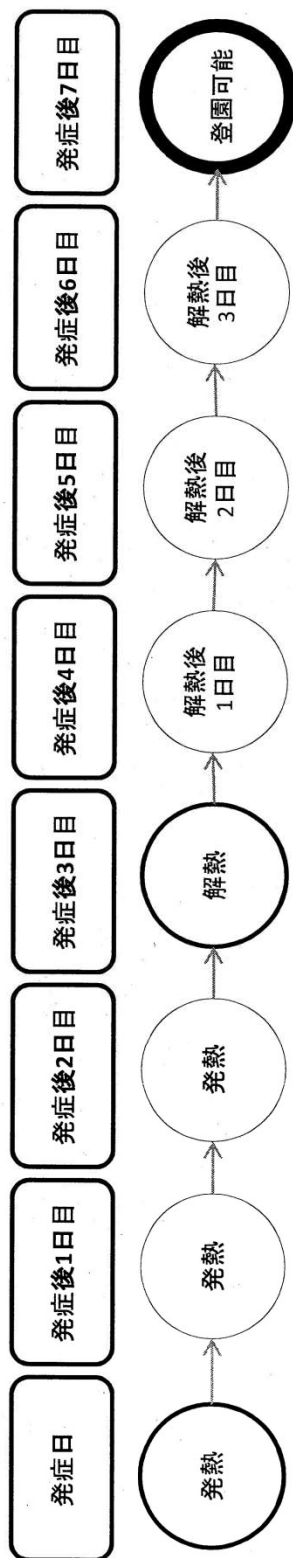
《インフルエンザの出席停止期間》

発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで【厚生労働省ガイドライン】

例えば、発症後1日目に解熱した場合



例えば、発症後3日目に解熱した場合



※発熱(発症)した日および解熱した日は0日と数えます。

※1日のうちで、発熱・解熱の場合は発熱期間とします。

※解熱とは平熱になったことです。

<様式8>

与薬指示書

園 名 幼保連携型認定こども園 美ら夢

クラス

氏名

生年月日 平成 令和 年 月 日生

病名

期間 令和 年 月 ～ 令和 年 月

※期間は最長6カ月とし、以後継続が必要な場合は再提出が必要となります。
(熱性痙攣予防のダイアップ座薬については、1年とする。)

薬品名 ①

用量 ②

③

与薬理由・方法

令和 年 月 日 医療機関名

電 話

医 師 名

印

保護者名

印

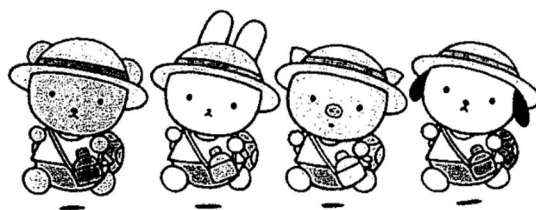
<様式9>

与 薬 表

クラス	名前					
依頼者：保護者名	_____ 					
連絡先	_____					
(病 名)						
(病院名)						
①保管 室温 ・ 冷蔵庫 ・ (その他)						
②薬の種類 粉末 (包) ・ 液 (シロップ) ・ その他 ()						
くすりの内容 抗生物質 ・ 咳き止め ・ 鼻水止め ・ 下痢止め ・ 整腸剤 その他 ()						
	／	／	／	／	／	／
受取印						
予薬者印	時間	時間	時間	時間	時間	時間

(メモ)

(メモ)



お 願 い

この「こども園のしおり」は、1年間
大切に保管してください。